



りあん

～きずな～

Vol.17
2022



会員数 R4.7.31

施設会員…381施設
個人会員…3名
団体・賛助会員…7施設

令和4年度 通常総会開催

令和4年6月25日(土)、愛知県看護協会を会場として令和4年度通常総会が開催されました。

新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、今年度も会員の皆様には委任状での出席を推奨し、会員14名、委任状313名で行われました。出席できない会員には、ZOOMによりオンライン配信し、総会及び講演会の様子を視聴していただきました。

第1号議案では令和3年度決算が承認され、第2号議案では大輪芳裕副会長及び小池三奈美理事の辞任に伴う後任として、大石明宣さん(愛知県医師会理事)及び結城房子さん(愛知県看護協会常務理事)が理事に選任されました。

当協議会では、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことから、令和4年度の重点事業として、令和3年度に引き続きBCP(事業継続計画)の策定を取り上げ、全会員施設がBCPを作成できるよう取り組みます。また、会員数につきましても、年々増加はしているものの県への届出事業所数の半数にも満たない状況にあることから、その増加に向けて重点的に取り組んでまいります。会員の皆様には引き続きご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



提出議題

- 報告事項1 令和3年度事業報告
- 第1号議案 令和3年度決算書類の承認及び監査報告
- 報告事項2 令和4年度事業計画
- 報告事項3 令和4年度収支予算
- 第2号議案 役員辞任及び選任について

令和4年度役員(理事14名 監事2名)

*下線は新任者

会 長	三浦昌子				
副会長	大石明宣 森田貞子				
理 事	野中あかね	藤野泰平	小椋泰子	松下寛代	近藤佳子 浅野照美
	鈴木和実	松本暁美	鈴木里加	中崎聖子	<u>結城房子</u>
監 事	古田正典 山羽能吏子				

講演 「神戸市における自宅療養者・入院待機者への訪問看護のあゆみ」

講師：北須磨訪問看護・リハビリセンター所長 藤田 愛氏 (慢性疾患看護専門看護師)

藤田氏は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養・入院待機者への訪問看護のあゆみとして、第1波から第6波までの軌跡を、事例を交えながらお話されました。

印象的だったのは、前例のない事態にも関わらず、常にできることを探して実践を重ね、専門家と連携することで仕組みを作られたことです。

医療体制が整わず、通常なら助けられる命を助けられなかったという経験から、自治体と連携して独自の訪問看護パターンを構築されました。また、職員の安全を確保しつつ訪問看護をするために、地域の感染症看護専門看護師と連携して自宅での感染予防策や「最高の15分の訪問看護」の仕組みを構築されたことは、自宅療養・入院待機者だけでなく全ての利用者、職員を守ることに繋がったと考えます。

新たな感染拡大に備え、既存の仕組みのない場面に遭遇しても、出来ることに最善を尽くし創造していくことの大切さをあらためて感じ、自事業所の体制の再確認をする良い機会となりました。

(新城市訪問看護ステーション 副所長 鈴木伸子)



訪問看護総合支援センター開設 ～訪問看護で県民のより良い健康と福祉に貢献～

愛知県看護協会に訪問看護総合支援センターが開設され、令和4年4月より本格的に活動を開始しています。同センターは、本協議会と密接な連携を図りながら、訪問看護に係る様々な課題を一体的及び総合的に捉え、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進支援を図る拠点として活動しています。

訪問看護総合支援センター 7つの事業

1. 県民への訪問看護の周知・支援
2. 訪問看護ステーションからの相談対応
3. 訪問看護師の養成・人材育成：教育研修体制の再構築
4. 県内訪問看護ステーションの質担保：機能評価体制の構築
5. 訪問看護領域の人材確保
6. 訪問看護ステーションの経営基盤整備支援
7. 地域連携・ネットワーク化の推進

訪問看護総合支援センター
野中時代センター長



今年度は訪問看護総合支援センターとして、7つの取組み事業を掲げ、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進支援を図る拠点として活動していきます。また職員5人の中に、訪問看護認定看護師が在籍し、現場での困りごとなど遠慮なくご相談いただきたいと思います。

訪問看護の質の向上

事業所運営・経営の基盤整備

- 小規模事業所間の連携支援
(夜間対応・稀少疾患患者の対応)
- 経営支援コンサルテーション・
労務管理の適正化など
- 事業者・ケアマネジャーなどの
相談対応
- 訪問看護利用促進に向けた普及啓発
- ICT導入などによる業務の効率化
- 介護支援専門員等との連携

人材確保

- プラチナナースの登録と活用
- 訪問看護師の就業を目指す相談対応
- 離職防止
- 潜在看護師とのマッチング
- 介護支援専門員等との連携

教育・研修体制の構築

- 新卒看護師の育成
- キャリアアップ支援
- 看護技術支援
- ラダーに応じた訪問看護師の
養成の組織化
- 管理者研修の組織化
- 看護学生への
訪問看護実習実施の支援

質評価・情報分析

- 県及び市町村との情報交換
- 訪問看護新規事業所
への相談支援

訪問看護
ステーション
協議会

連携

愛知県
看護協会

関係団体
(医師会・
教育機関・病院)

都道府県・
市町村

ナース
センター



※詳しくはホームページでご確認ください

★ 訪問看護相談窓口 ★

月曜日～金曜日の10時～16時

【主な相談内容】

- 訪問看護ステーションなどの事業運営や開設
- 訪問看護に関する制度・報酬
- 訪問看護従事者の研修等



※「お問い合わせフォーム」でメール送信
houkan-shien@aichi-kangokyokai.or.jp

※お急ぎの方

☎052-825-5401

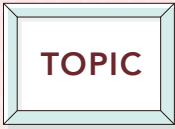


職員紹介

現場でのお困りごとやご意見を遠慮なく
お寄せください。ホームページも立ち上げました!!



青山礼子 / 中崎聖子 / 加納美代子 / 浅田美江



『令和4年度診療報酬改定について』

令和4年度の診療報酬改定で、機能強化型訪問看護管理療養費1算定にあたり算定が難しかった要件、努力したこと、また「在宅看護等の専門研修を修了した看護師の在籍が望ましい」とされたことに対し、管理者の皆さんに感想やご意見、今後の展望などをお聞きました。

■ かのき訪問看護ステーション

当ステーションは、機能強化型1の届出をしており、特定行為研修を修了した緩和ケア認定看護師が在籍していることで、令和4年度改定後の施設基準を満たし、新設された専門管理加算の算定も開始しています。今回の改定の背景には、少子超高齢社会における地域・国民のニーズへの対応として質の高い在宅医療・訪問看護が求められていることがあり、認定看護師、特定行為研修修了者の役割は重要であると考えています。



当ステーションは、高い臨床推論力、病態判断力を発揮して、質の高い看護実践モデルとなり、在宅医療・介護の中心的存在として多職種チームの専門性を尊重し、円滑に機能させて問題解決に導く役割を果たしていくことをめざしています。また、連続した看護の関わりの中で特定行為を実施することにより、利用者が安全で質の高い医療をタイムリーに受けられることに貢献し、利用者、家族が望む在宅生活を支援していきたいと考えます。そして、今後の課題として、地域の訪問看護師を対象とした研修会の実施、緩和ケア等についての相談に応じ、地域住民に向けた健康・介護に関する情報提供、相談などの活動を積み重ねることや、看護研究による実践成果の発信をしていきたいと思っております。
(かのき訪問看護ステーション 管理者 吉松ひろみ)

■ 穂の国訪問看護ステーション



医療法人信愛会には3ステーションあり、全て機能強化型訪問看護管理療養費1を算定しています。法人内には在宅療養支援診療所や居宅介護支援事業所等などが多数あり、利用者の主治医は半数以上が法人の医師です。利用者は医療依存度の高い方や癌末期の方が多いことから、ターミナルケア年間20件以上、同一敷地内の居宅併設基準等を満たしています。機能強化型1を維持するために一番苦労した事は常勤を7人以上確保する事でした。2年前には育児休業者と退職者が出たため職員を募集しましたが採用には至らず、育児休業が終了し復職するまでの間常勤が6人となったために機能強化型2になりました。離職を防ぐためにプリセプター制度やICT活用の見直し、ケアマニュアルの作成・更新、オンコール当番後の勤務調整などに取り組み、現在の常勤は8人です。

今年度の診療報酬改定で「専門の研修を受けた看護師の配置が望ましい」と要件が追加されました。研修で得た知識や判断力・対応力を活用することにより、適切な医療を提供できる専門スキルの高い看護師として、今後活躍する機会が多くなると思います。研修中の人材確保が大きな壁になっている現状がありますが、現在専門看護師等の資格を持った看護師がいないため、今後研修受講を前向きに考えたいと思っています。
(医療法人信愛会 穂の国訪問看護ステーション 所長 神谷多美)

■ 海南訪問看護ステーション

当ステーションは令和2年1月より機能強化型1を取得しました。現状では利用者数は200名ほど、月のべ訪問件数は1000件ほどであり、「地域から頼られる訪問看護ステーション」を基本理念とし、サービスを行っています。

まず、難しかった要件は常勤職員数の確保でした。当ステーションは以前は2か所の地区で、2事業所体制で活動をしていましたが、それぞれの事業所ごとでは人員数が不安定で、退職や病棟異動などにより条件がクリアできる年と難しい年を繰り返していました。そこで、2事業所体制を本体とサテライト体制へ変更した事で常勤職員数の安定化ができました。

次に地域における人材育成と情報提供・相談実績については、今回の診療報酬改定で「望ましい」から「いずれも満たす」へ変更となっています。人材育成に関しては看護学生への講義・実習を受け入れており今年度も継続予定です。情報提供・相談については今までは各地域包括支援センターからの依頼でケアマネ勉強会などはおこなっていましたが、不定期であり主体での企画者は当ステーションではありませんでした。今年度からは主体的に開催していく事が課題です。

最後に、専門の研修を受けた看護師の配置ですが、今回は「望ましい」との表現ですが次回の法改正では「必須」となる事は十分予測されます。そのため、事業所内での人材育成（認定看護師取得や特定行為研修受講など）を母体の海南病院とも連携し、早急に進めていく必要を感じています。
(JA愛知厚生連 海南訪問看護ステーション 管理者 小鹿省吾)



訪問看護認定看護師の皆さんに、今回の診療報酬改定をどう受け止めたのか、また改定を踏まえた今後の認定看護師としての活動への意気込みなどについてお聞きました。

■ 碧南市訪問看護ステーション

令和4年度診療報酬改正で在宅看護等の専門性の高い看護師の評価、専門管理加算の新設は、素直に「この時が来た」という喜びと認定看護師の役割に対する期待と責任の重さを感じました。

今後も在宅ケア認定看護師として利用者への安全な医療ケアの提供、医療介護チーム力の向上に努めていきたいと思っております。また、機能強化型訪問看護ステーションの更なる体制の充実に向け、地域の人々の健康推進と介護予防活動、在宅療養者を急性期病院や地域の訪問看護ステーションと共に支える体制強化に取り組みたいと考えています。

さあ!訪問看護師のみならず、特定行為研修受講や認定看護師取得を目指してみませんか。
(碧南市訪問看護ステーション 山端二三子)

■ ケアシス訪問看護ステーション

「認定看護師の資格を取得すれば、将来報酬につながるだろう」と希望を描きながら認定看護師を受講しました。「訪問看護認定看護師って何が専門だろう?」と思っていましたが、教育課程の先生からの、「地域の人々が地域で暮らせるように土壌を整えること」という言葉を基に活動してきました。地道に活動するにつれ自分だけでなく事業所全体の質が向上しないとイケないと感じ、看護師を増やし育成し、研修などの機会を設け事業所の土台作りもしてきました。単に認定看護師がいるということで報酬や加算が付くのではなく、認定看護師の役割がどのような効果をもたらすか考えながら、今後も活動していきます。
(ケアシス訪問看護ステーション 前野美紀)

■ 訪問看護ステーションこあ

創設から8年目での要件追加に、「やっと私たちの日々の看護が評価され始めた」というのが訪問看護認定看護師である私の率直な思いです。規模や看取り等の数だけではなく看護の質を評価されたんだ、と感じたからです。

私は、「利用者・家族一人ひとりのニーズに合った看護を追求すること」が、在宅における看護の質の高さであると考えています。今後も自己研鑽に努めるとともに、積極的に地域活動を行い、利用者・家族が安心して望む暮らしを最期まで送ることのできる地域づくりに貢献していきたいです。

どのステーションにも専門の研修を受けた看護師が在籍するのが、当たり前になることが訪問看護の質の向上につながると思っています。
(一般社団法人在宅医療推進会 訪問看護ステーションこあ 小山清江)

研修会報告

講師：公益財団法人日本訪問看護財団常務理事 佐藤美穂子

テーマ 診療報酬改定研修会～令和4年度の診療報酬改定について学ぶ～

日時 令和4年3月26日(土) 13:30～16:30

場所 オンライン開催

参加者 261名

今回、主に①医療保険での訪問看護指示書の様式変更②機能強化型療養費1の基本療養費の報酬引き上げ、加算算定のための要件追加③ICT活用による業務効率化④退院日のターミナルケアの見直し⑤BCP作成⑥特定行為看護師の行う看護への加算等々、質疑応答も含め理解しやすい研修を実施して頂きました。

訪問看護ステーションの管理者として3年が経過しましたが、異動当初はスタッフも含め、制度や加算の要件など正確に理解できていない現実に直面していました。現在、報酬改定セミナーを受けた後は、必ずスタッフへ研修内容の啓蒙学習会を実施しています。そこで理解できない事や疑問点がある場合は、自分たちで調べるなど、スタッフの関心や理解も深まっている印象です。利用者・家族に寄り添う訪問業務の質向上と共に、正しい制度の理解と加算や経営への意識付けにも繋げていきたいと思えます。

(JA愛知厚生連 豊田厚生訪問看護ステーション 管理者 齋藤靖子)

講師：JA愛知厚生連 知多厚生病院看護部長 近藤貴代 (皮膚排泄ケア認定看護師・認定看護管理者)

テーマ みんなで学ぼう褥瘡症例検討会～DESIGN-R® 2020を使いこなそう～

日時 令和4年5月28日(土) 13:30～16:30

場所 オンライン開催

参加者 37名

訪問看護師として働き始めて1年がたちました。病棟勤務時代も褥瘡処置はしていましたが、入院患者と在宅での生活者としての違いに戸惑いを感じ、今回の研修に参加しました。

研修後、自分に欠けていたことを振りかえり、褥瘡管理における目標や計画をしっかりと見いだせていなかったことが課題であると気づきました。

研修では、ブレーデンスケールやDESIGN-R®を点数付けだけに終わらせない考え方や褥瘡計画の立案方法を学びました。また具体的な処置方法も勉強になりました。研修後、褥瘡発生リスクが高い利用者さんの褥瘡計画を立て、重点的に対応すべき点が明確になりました。今後も症例検討会で学んだことを実践していきたいと思えます。

(一般財団法人名古屋市療養サービス事業団 名古屋市守山区訪問看護ステーション 右ノ子圭衣子)

研修のご案内 今年度下期には下記の研修を予定しています。

●令和4年11月頃 / ラダー研修

●令和5年1月頃 / 精神ブラッシュアップ研修

●令和5年3月頃 / 管理者研修

訪問看護普及啓発事業 「ふれあい看護フォーラム2022」

日時 令和4年5月7日(土) 10:00～16:00

場所 金山総合駅連絡通路内橋内イベント広場

参加者 延べ663名

愛知県看護協会主催の「ふれあい看護フォーラム2022」が、感染対策を十分に実施した上で開催されました。

愛知県訪問看護ステーション協議会広報委員も参加し、県民の皆さまに訪問看護を知っていただく目的で「訪問看護」の紹介(パネル展示)と「相談コーナー」を行いました。

フォーラム来場者数は延べ663名で、相談コーナーでは訪問看護を利用するための介護認定の必要性の有無や介護保険制度の利用方法、がん末期と(予後6カ月)と言われた友人の関りや支援方法についてなど様々な相談がありました。また、コロナ禍で活動する医療者にむけて「いつもありがとうございます。頑張ってください」という感謝の言葉と共に力強いエールも頂きました。

3年ぶりの活動でしたが県民の皆さまの声を聴き、訪問看護を身近に感じて頂けるような普及啓発活動の必要性和継続を改めて強く感じました。

(広報委員長 理事 野中あかね)



ホームページ「訪問看護とは」活用してみませんか？

協議会のホームページトップ画面からYouTube動画をご覧になりましたか？

皆様の地域における訪問看護普及啓発活動に、是非ご活用ください。過去の地域での普及啓発活動も紹介しています。

訪問看護のことを、もっと地域の人たちに知ってもらいたい。また、PR方法に困っているなど活用方法については、いつでもご相談ください。

問い合わせ・申し込み先は、愛知県訪問看護ステーション協議会です。お気軽にご連絡下さい。



なんでも相談 Q & A



令和4年度に寄せられた相談より一部を紹介します。

Q 介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合の減算について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下リハ職と略）が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合の減算について、利用累計で考えていいですか？リセットされる条件に入院期間は影響しますか？



リハ職の利用中断(入院なし)があった場合は、減算開始はリハ職の利用累計12月超えになります。
起算日がリセットされる条件は、『入院による中断があり、かつ医師の指示内容に変更がある場合』になっています。入院期間についての規定はありません。

参考文献

● 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)(抄)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754979.pdf>

Q サービス提供体制強化加算Iについて

サービス提供体制強化加算Iについて、看護師等の総数のうち、年度途中の退職で勤続年数7年以上の職員が30%を超えなかった場合の変更はいつからになりますか。



事業開始または再開してから3月31日現在で、6か月以上と3か月以上6か月未満の事業所で異なります。月ごとに該当職員の人数並びに常勤換算における勤続年数3年以上の者の割合を算定し、その数値により月平均を算定しますが、前者では3月15日迄に提出し、受理された場合は4月から翌年3月までの1年間加算されます。後者では、届出日の属する月の前3か月について割合を算定し届け出ますが、以後も直近3か月間の割合を毎月記録し、所定の割合を超えている必要があります。また、下回った場合は速やかに届出が必要です。

参考文献

● 訪問看護実務相談Q&A(令和3年度)P245~247

管理者様・看護師様以外に事務の方からのご相談も増えております。ぜひご利用ください。

新規加入事業所紹介

訪問看護ありがとう



令和4年4月に天白区向が丘にOPENした「訪問看護ありがとう」です！
看護師6名が在籍しています。また、医療リンパドレナージセラピストが在籍しており、リンパ浮腫の治療や浮腫全般に特化したステーションです。
「ありがとうの言霊と笑顔で幸せサイクルが回りだす」をコンセプトに笑顔でご利用者様、ご家族の心に寄り添えるよう全力で取り組んでいきます。
『ありがとうの輪をつなげよう』をモットーに常に感謝の心で対応させていただきます。
今後ともよろしくお願いたします。
(管理者 鈴木紀代子)

訪問看護ステーション 空&海

初めまして。「訪問看護ステーション 空&海」です。
青い空、青い海と自然に囲まれた場所に開設し美浜町、武豊町内の在宅や施設を中心に訪問看護を行っております。
「その方らしく」にこだわりACPを行いながら常に利用者様、ご家族様に寄り添える看護を目指し、支援していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。
(看護部長 土方多加枝)



理事会報告

令和3年度第3回理事会

開催日 令和4年3月9日(水)

- 協議事項
- 1 令和4年度重点的に取り組む事業(案)について
 - 2 令和4年度事業計画(案)について
 - 3 令和4年度収支予算(案)について
- 協議事項1~3は案のとおり承認された。

- 報告事項
- 1 令和3年度事業報告(10月~2月)
 - 2 令和4年度年間スケジュールについて

令和4年度第1回理事会

開催日 令和4年5月26日(木)

- 協議事項
- 1 令和3年度事業報告
 - 2 令和3年度決算報告及び監査報告
 - 3 役員の辞任及び選任について(案)
 - 4 令和4年度通常総会の開催について
- 協議事項1~4は案のとおり承認された。

- 報告事項
- 1 令和4年度年間スケジュールの変更について

愛知県訪問看護ステーション協議会 事務の紹介

協議会の事務所は名古屋市昭和区円上町の愛知県高辻センター3階にあります。1階には愛知県看護協会のナースセンター、教育センター、訪問看護総合支援センターが入っており、建物全体は愛知県が管理しています。

事務所には、4名の職員(女性3名、男性1名)が在籍していますが、いずれも短時間勤務のパート職員です。そのうち2名は定年退職後の経験豊かな看護職で、これまでのキャリアを存分に活かしながら事業運営に携わっています。

協議会では、研修委員会、広報委員会、業務委員会の三つの委員会を設け事業を進めていますが、職員はそれら事業の準備・調整を行うほか、会員への情報提供や連絡など法人運営に関わる様々な業務を行っています。協議会の三浦会長と結城統括理事は隣接の看護協会に常時在席していることから、必要な指示を随時仰ぎながら事務を行っています。これからも皆様のお力になれるよう、頑張っていきたいと思っております。



愛知県訪問看護ステーション協議会

会員特典

- ◆ 当協議会が主催する研修に会員料金で優先的に参加できます。
- ◆ 会員専用「訪問看護なんでも相談」を利用することができます。訪問看護事業所を運営していく上で疑問に思うことなどについてお答えします。
- ◆ 県等行政からの情報や訪問看護に関わる最新情報等を受け取ることができます。
- ◆ 災害時等において、県等からの支援を迅速に受けられ、支援物資が届きやすくなります。

入会方法 *詳細は協議会ホームページ <https://aichi-vnc.com/> をご覧下さい。

- ◆ ホームページから入会申込書をダウンロード
- ◆ 指定の口座へ会費を振り込み
- ◆ 受領書またはご利用明細を入会申込書へ貼って愛知県訪問看護ステーション協議会へ FAX (052-746-6011)

入会に当たって

- 入会は、毎年度ごとに更新手続きが必要です。
- 年会費は年度(4月1日~3月31日)単位の納入になります。
- 年会費の振り込み、入会申込書の提出をもって入会となります。



入会のご案内

会員には次の4種類があります

- 施設会員 (会費 20,000円)
愛知県内の訪問看護事業者
- 個人会員 (会費 10,000円)
訪問看護事業所以外で勤務されている方で、愛知県内の地域ネットワークに関わるすべての方
- 団体会員 (会費 20,000円)
訪問看護事業を実施していないが、訪問看護と連携している団体の方
- 賛助会員 (会費 50,000円)

編集後記

今年は短い梅雨のあとに6月とは思えない酷暑に悩まされたことと思います。私たち広報委員も汗をかきかき『りあん』の発行に漕ぎ着きました。執筆いただいた方に心より感謝申し上げます。会員の皆様のお役に立つ『りあん』となるよう是非ともご意見、ご感想などをお寄せください。広報委員一同お待ちしております。(広報委員会)

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

〒466-0054名古屋市昭和区円上町26-15高辻センター 3階
TEL:052-746-6007 FAX:052-746-6011 <https://aichi-vnc.com> 発行責任者/三浦 昌子 発行日/令和4年8月31日

